

長崎県子育て条例推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 長崎県子育て条例(平成20年条例第45号)第27条の規定に基づき、長崎県子育て条例推進協議会(以下「協議会」)を置く。

2 協議会は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項に基づく次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項に基づく子ども・子育て会議、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会を兼ねるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び個人とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長と副会長を置く。

2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集し、その議長は会長が指名した者が行う。

2 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会に、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、実務者会議を置く。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、こども政策局こども未来課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

番号	構成	所属等
1	会長(1)	長崎県知事
2	福祉	長崎県保育協会
3	保健	長崎県学童保育連絡協議会
4		長崎県民生委員児童委員協議会
5	医療(12)	長崎県社会福祉協議会
6		長崎県母子寡婦福祉連合会
7		長崎県手をつなぐ育成会
8		長崎県看護協会
9		長崎縣市町村保健師会
10		長崎県医師会
11		長崎県歯科医師会
12		長崎県臨床心理士会
13		長崎県栄養士会
14	教育(3)	長崎県私立幼稚園連合会
15		長崎県校長会
16		長崎県高等学校長協会
17	経済	長崎県商工会議所連合会
18	労働(3)	長崎県商工会連合会
19		連合長崎
20	安全安心(2)	長崎県防犯協会連合会
21		長崎県人権擁護委員連合会
22	地域(2)	長崎県地域婦人団体連絡協議会
23		長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会
24	保護者(2)	長崎県PTA連合会
25		長崎県私立幼稚園PTA連合会-
26	マスコミ(2)	新聞社
27		テレビ局
28	学識(2)	大学教授
29		大学教授
30	公募委員(3)	公募委員
31		公募委員
32		公募委員
33	行政(4)	長崎労働局
34		市長会
35		町村会
36		こども政策局長